(2)　フランチャイザーによるフランチャイジーに対する教育・管理・指導の状況

（記載上の注意） 保険募集指導方針等を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。

4．保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3ヵ年度）

（単位：件）

	○年度	○年度	○年度
生命保険			
損害保険			
少額短期保険			

（記載上の注意）
上記1．から4．までにおいて、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合は、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することもできる。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十九日）から施行する。ただし、第十一条第六号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定並びに第二十条の十二第三項第三号及び第五十三条第二項の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の公布の日からこの府令の施行の日の前日までの間におけるこの府令による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十一条第六号及び第六号の二並びに第五十三条第二項の規定の適用については、新規則第十一条第六号中「第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号まで」とあるのは「第五十三条第一項第一号から第四号まで」と、「第二百二十七条の二第三項第八号」とあるのは「同項第三号」と、「以下同じ。」とあるのは「次号において同じ。」と、同条第六号の二中「第二百二十七条の二第三項第八号」とあるのは「第五十三条第一項第三号」と、新規則第五十三条第二項中「前項第一号又は第二号の規定による書面の交付」とあるのは「前項第三号又は第五号から第七号の三までの規定による書面の交付（同項第三号の規定による書面の交付にあっては、特定保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。）」とする。

（保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

第三条　保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三十七条の三中「第二百十一条の三十」を「第二百二十七条の二」に、「同条第三号イ」を「同条第三項第十五号中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと」と、同号イ」に改め、「同号ハ中「少額短期保険業者が」とあるのは「特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと又は」と」を削る。

（保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第四条　保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第四十七条の二第三項」を「第四十八条第三項」に、「第四十七条の二第一項」を「第四十八条第一項」に改める。

（保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第五条　保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「この府令による改正後の」を削り、「（以下「新規則」という。）第二百三十七条第一項各号に掲げる事項が記載された帳簿書類」を「第二百三十七条の二第二項各号に掲げる事項が記載された帳簿書類」に改め、同条第二項中「新規則」を「保険業法施行規則」に改める。

府令・省令

○内閣府、総務省、厚生労働省、法務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、法務省、経済産業省、農林水産省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ中「第五十三条第一項第四号（同令第百六十条において準用する場合を含む。）」を「第二百二十七条の二第三項第九号又は第二百三十四条の二十一の二第一項第七号」に改める。

附　則

この命令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十九日）から施行する。